阿賀野川水系 (阿賀野川) 流域治水会議 規約 (案)

(設置)

第1条 阿賀野川水系に係る新潟県内における阿賀野川(以下、「阿賀野川」という。)の 流域治水対策を推進するものとして、「阿賀野川水系(阿賀野川)流域治水会議」(以 下、「流域治水会議」という。)を設置する。

(目的)

第2条 流域治水会議は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、阿賀野川において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策(以下、「流域治水」という。)を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(流域治水会議の構成)

- 第3条 流域治水会議は、別表1の職にある者をもって構成する。
- 2 流域治水会議の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項による者のほか、流域治水会議構成員の同意を得て、必要に応じて別表1にある者以外の者の参加を流域治水会議に求めることができる。

(幹事会)

- 第4条 流域治水会議には、流域治水会議の運営に必要な情報交換、調査、分析、流域治水 に係る対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、幹事会を置くものとする。
- 2 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

(流域治水会議の実施事項)

- 第5条 流域治水会議は、次の各号に掲げる事項を実施する。
 - 一 阿賀野川で行う流域治水の全体像を共有・検討。
 - 二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
 - 三 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
 - 四 その他、流域治水に関して必要な事項。

(流域治水会議の公開)

- 第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開するものとする。ただし、審議内容によっては、幹事会に諮り、非公表とすることができる。
- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開したものとみなす。

(流域治水会議資料等の公表)

- 第7条 流域治水会議に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、公表しないものとする。
- 2 流域治水会議の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を 得た後、公表するものとする。

(事務局)

- 第8条 流域治水会議の庶務を行うため、事務局を置くものとする。
- 2 事務局は、北陸地方整備局阿賀野川河川事務所(調査課)が行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、流域治水会議の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、流域治水会議で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、令和 年 月 日から施行する。

別表1

		機	對	名	代	表	者
新	潟	市			市		長
五	泉	市			市		長
阿	賀 野	市			市		長
新	発 田	市			市		長
冏	賀	町			町		長
東北電	東北電力(株)会津若松支社					社	長
新潟県	新潟地均	找振興局	地域	找整備部	部		長
"	新発田地	域振興局	地域	找整備部	部		長
"	新潟地域	振興局	新沣	建地域整備部	部		長
"	新潟地域	振興局	津川	l地区振興事務所	所		長
新潟地	新潟地方気象台						長
北陸地	北陸地方整備局 阿賀野川河川事務所						長
<オブ ⁻	<オブザーバー>						
東日本	東日本旅客鉄道(株)新潟支社						

各種会議と流域治水会議との関係

